

本日の議題

1. JICAと人身取引対策
2. 人身取引とは
3. タイの人身取引の現状
4. JICAの「タイ国人身取引被害者保護・自立支援促進プロジェクト」紹介
5. プロジェクト実施において直面した課題及び対応策

2011年11月24日

ジェンダー平等・貧困削減推進室
古川緑

1. JICAと人身取引対策

- 米国の法律に基づき、2001年から米国国務省が毎年「Trafficking in Persons Report(人身取引報告書)」として各国の人身取引対策をまとめた報告書を発行。<http://www.state.gov/g/tip/rls/tiprpt/>
- 2004年の報告書にて日本政府は**勧告**を受ける。



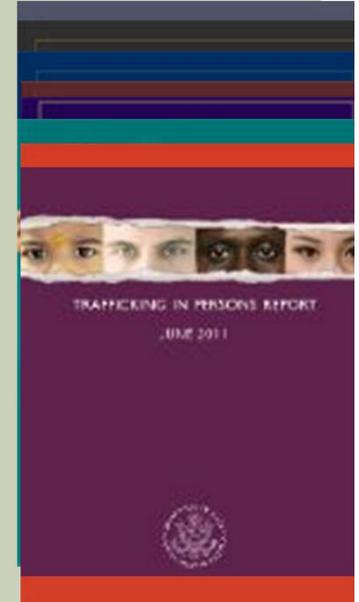
日本政府の対応

- 人身取引対策行動計画策定
- 人身取引対策に関する関係省庁連絡会議(連絡会議)を設置



JICAの対応

- 国立女性教育会館(NWEC)が科学研究費を受けて人身取引に関する研究会を開始し、JICAもメンバーとして参加しフィリピンとメコン地域で調査を行った。
- また、2005年から2008年にかけてカンボジア、ベトナム、ミャンマー、ラオス、タイのメコン地域で調査を実施
- タイ国政府からの要請を受け2009年にタイでの技術プロジェクトが開始し、2011年度後半にはベトナムとミャンマーでのプロジェクトが開始予定。



III. Tier Placements

Trafficking in Persons Report OFFICE TO MONITOR AND COMBAT TRAFFICKING IN PERSONS June 14, 2004 Report

Tier 1

AUSTRALIA	FRANCE	MACEDONIA	SPAIN
AUSTRIA	GERMANY	MOROCCO	SWEDEN
BELGIUM	GHANA	THE NETHERLANDS	TAIWAN
CANADA	HONG KONG	NEW ZEALAND	UNITED KINGDOM
COLOMBIA	ITALY	NORWAY	
CZECH REPUBLIC	KOREA, REP. OF	POLAND	
DENMARK	LITHUANIA	PORTUGAL	

Tier 2

AFGHANISTAN	CAMEROON	KYRGYZ REP.	SAUDI ARABIA
ALBANIA	CHILE	LATVIA	SINGAPORE
ANGOLA	CHINA	LEBANON	SLOVAK REP.
ARGENTINA	COSTA RICA	MALAYSIA	SLOVENIA
ARMENIA	EGYPT	MALI	SOUTH AFRICA
BAHRAIN	EL SALVADOR	MAURITIUS	SRI LANKA
BELARUS	FINLAND	MOLDOVA	SWITZERLAND
BENIN	THE GAMBIA	MOZAMBIQUE	TOGO
BOSNIA/HERZ.	GUINEA	NEPAL	UNITED ARAB EMIRATES
BRAZIL	HUNGARY	NICARAGUA	UGANDA
BULGARIA	INDONESIA	NIGER	UKRAINE
BURKINA FASO	IRAN	PANAMA	UZBEKISTAN
BURUNDI	ISRAEL	ROMANIA	
CAMBODIA	KUWAIT	RWANDA	

Tier 2 Watch List

AZERBAIJAN	GEORGIA	MALAWI	SERBIA-MONTENEGRO
BELIZE	GREECE	MAURITANIA	SURINAME
BOLIVIA	GUATEMALA	MEXICO	TAJIKISTAN
CONGO, DEM. REP. OF	HONDURAS	NIGERIA	TANZANIA
COTE D'IVOIRE	INDIA	PAKISTAN	THAILAND
CROATIA	JAMAICA	PARAGUAY	TURKEY
CYPRUS	JAPAN	PERU	VIETNAM
DOMINICAN REP.	KAZAKHSTAN	PHILIPPINES	ZAMBIA
ESTONIA	KENYA	QATAR	ZIMBABWE
ETHIOPIA	LAOS	RUSSIA	
GABON	MADAGASCAR	SENEGAL	

Tier 3

BANGLADESH	ECUADOR	NORTH KOREA	VENEZUELA
BURMA	EQUATORIAL GUINEA	SIERRA LEONE	
CUBA	GUYANA	SUDAN	

米国国務省の年次報告書 (Tier1, Tier2, Tier2-WL, Tier3)

	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
カンボジア	2	3	2	2	3	2-WL	2-WL	2	2-WL	2	2
ラオス	2	2	2	2-WL	2	3	2	2	2	2-WL	2
ミャンマー	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
ベトナム	2	2	2	2-WL	2	2	2	2	2	2-WL	2-WL
タイ	2	2	2	2-WL	2	2	2	2	2	2-WL	2-WL
中国	2	2	2	2	2-WL						
日本 	2	2	2	2-WL	2	2	2	2	2	2	2

1. JICAと人身取引対策

JICAとして人身取引対策に取り組む意義

- 人身取引被害者受け入れ国としての責任
- 基本的人権の侵害、国際犯罪
(グローバルイシュー)

日本で保護された人身取引被害者の数

	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	計
被害者総数	65	55	83	77	117	58	43	36	17	37	588
タイ	39	40	21	48	21	3	4	18	8		202
フィリピン	12	2		13	40	30	22	7	4	24	154
インドネシア	4		3		44	14	11				76
コロンビア	3	6	43	5	1						58
中国（台湾）	7	3	12	5	4	10		5	1		47
日本							1	2	2	12	17
韓国				3	1	1	5			1	11
中国		4	2					1			7
ルーマニア					4						4
中国（マカオ）								2			2
中国（香港）									2		2
ロシア				2							2
カンボジア			2								2
オーストラリア					1						1
エストニア					1						1
バングラデシュ									1		1
ラオス				1							1

2. 人身取引とは

「人身取引」の定義

2000年12月「国際組織犯罪防止条約人身取引議定書」

人身取引の3要素<目的><手段><行為>

- <目的> 搾取(性的搾取、強制労働、臓器摘出等)の目的で、
- <手段> 暴行、脅迫、誘拐、詐欺、権力濫用、他人を支配下
置く者に対する金銭・利益の授受等の手段を用いて、
- <行為> 人を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、收受すること。

※<手段>が用いられた場合には、被害者が<目的>に同意しているか否かを問わない。

※児童(18歳未満)の場合、<目的>と<行為>があれば<手段>が用いられない場合であっても人身取引とみなされる。

(「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」(パレルモ議定書)第3条(2000年)による。)

2. 人身取引とは

人身取引の要因

プッシュ要因

- 国・都市と農村の経済格差
- 農村の貧困問題、就職難
- 政情不安、紛争や災害による混乱

プル要因

- 人口の増加、過酷な状況下の労働に対する需要
- 社会的に不平等、人権弾圧、少数民族問題
- 汚職、腐敗した政府
- 固定的ジェンダー規範
- 性産業への需要 など



2. 人身取引とは

把握が困難な全体像

- 人身取引の被害者の数を特定することは困難
- 人身取引は違法であることから表にでにくい
- 特に性産業で働かされていた人は自身が人身取引被害者であることを名乗りでにくい
- 人身取引被害者の定義が共有されておらず、認定する人によって判断が違ってくる

3. タイの人身取引の現状

GMS地域における主な人身取引のルート

人身取引被害者保護・自立支援プロジェクト



ヨーロッパへ

韓国・日本へ

アフリカへ

米国へ

Thailand & Neighbor

Digital map by Phukhao Advertising Hatyai-Phuket free download at www.Phukhao.com © Copyright 2002

タイの現状



3. タイの人身取引の現状

タイの人身取引被害者

1人あたりGDP(\$) 2009年UNDPデータより

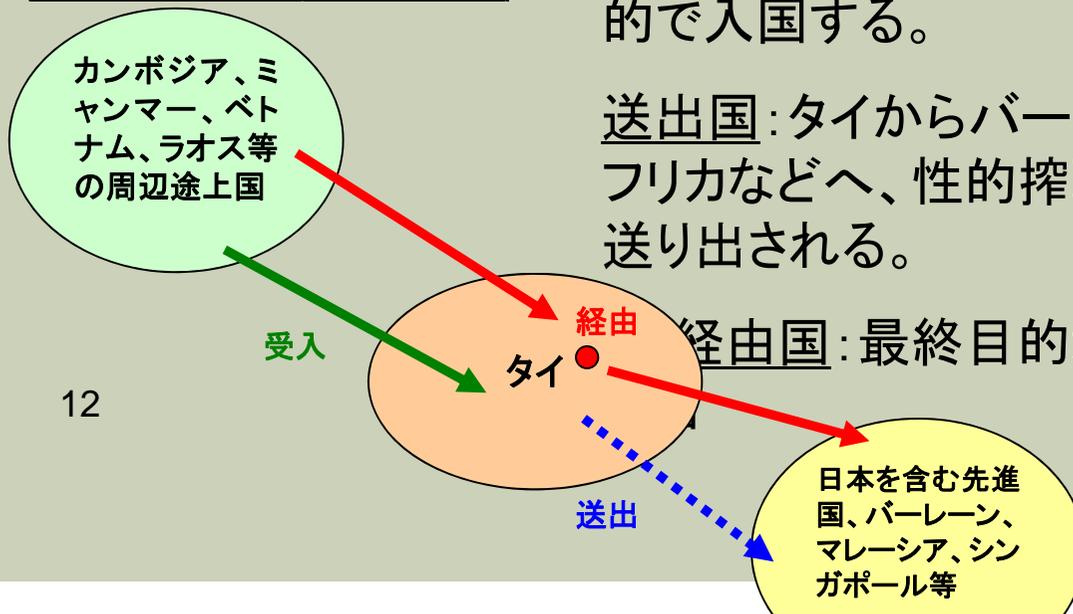
Cambodia	729
China	3,769
Lao PDR	884
Myanmar	380
Thailand	3,894
Vietnam	1,058

- タイ国は、人身取引被害者の送出国であり、同時に周辺国からの受入国であり、さらには経由国でもある。主には受け入れ国である日本とは異なり、対応がより複雑になる。

受入国: 周辺国に比べて経済力の高いタイに性産業、メイド、建設作業、農作業、工場・漁業労働などの目的で入国する。

送出国: タイからバーレーン、マレーシア、日本、南アフリカなどへ、性的搾取、強制労働、偽装結婚などで送り出される。

経由国: 最終目的地に入国する前に立ち寄る



3. タイの人身取引の現状

タイにおける人身取引の特徴

- 保護された被害者は外国人の方が多い。
- 形態
 - 強制労働（水産加工場、漁船労働者など）
 - 性的労働
 - 家事使用人
 - 物乞い、偽装結婚 など
- 外国人は98%がラオス、ミャンマー、カンボジア出身
- 被害者は男女の成人および子ども

3. タイの人身取引の現状

タイ政府による取組み

- 人身取引対策法 施行(2008年)
 - 国家委員会等の設置
 - 人身取引対策部の設置
 - 人身取引基金 などの支援体制の制定
- 保護施設の充実:
 - 各県のシェルター77+長期滞在用シェルター9(うち男性用4)
- 24時間ホットライン(窓口)
- MDT(多分野協働チーム)アプローチの採用



日本には
ない

3. タイの人身取引の現状

タイ政府人身取引対策担当機関の例



社会開発人間安全保障省人身取引対策部 (BATWC)



タイ警察人身取引対策部



法務省国際人身取引対策センター





人身取引対策
プロジェクトは
JICA初

タイ国 人身取引被害者保護・自立支援促進プロジェクト

Project on Strengthening Multi-Disciplinary Teams (MDTs)
for Protection of Trafficked Persons in Thailand

4. タイ国人身取引被害者保護・自立支援促進プロジェクト

名称： (日)タイ国人身取引被害者保護自立支援促進プロジェクト

(英)Project on Strengthening Multi-Disciplinary Teams (MDTs) for the Protection of Trafficked Persons

目標： タイ国政府が中央／地方のMDTs (Multi-Disciplinary Teams:多分野協働チーム)を通じて人身取引被害者に対する効果的な保護・自立支援を実施する。

協力期間： 2009年3月～2014年3月 (5年間)

実施機関： 社会開発人間安全保障省 (MSDHS)、社会開発福祉局 (DSDW)、人身取引対策部 (BATWC)

実施体制： 長期専門家2名、短期専門家数名

対象地域： バンコク首都圏、チェンライ県、パヤオ県

4. タイ国人身取引被害者保護・ 自立支援促進プロジェクト

タイ政府が被害者に対する効果的な保護・自立支援を行う

MDTの強化

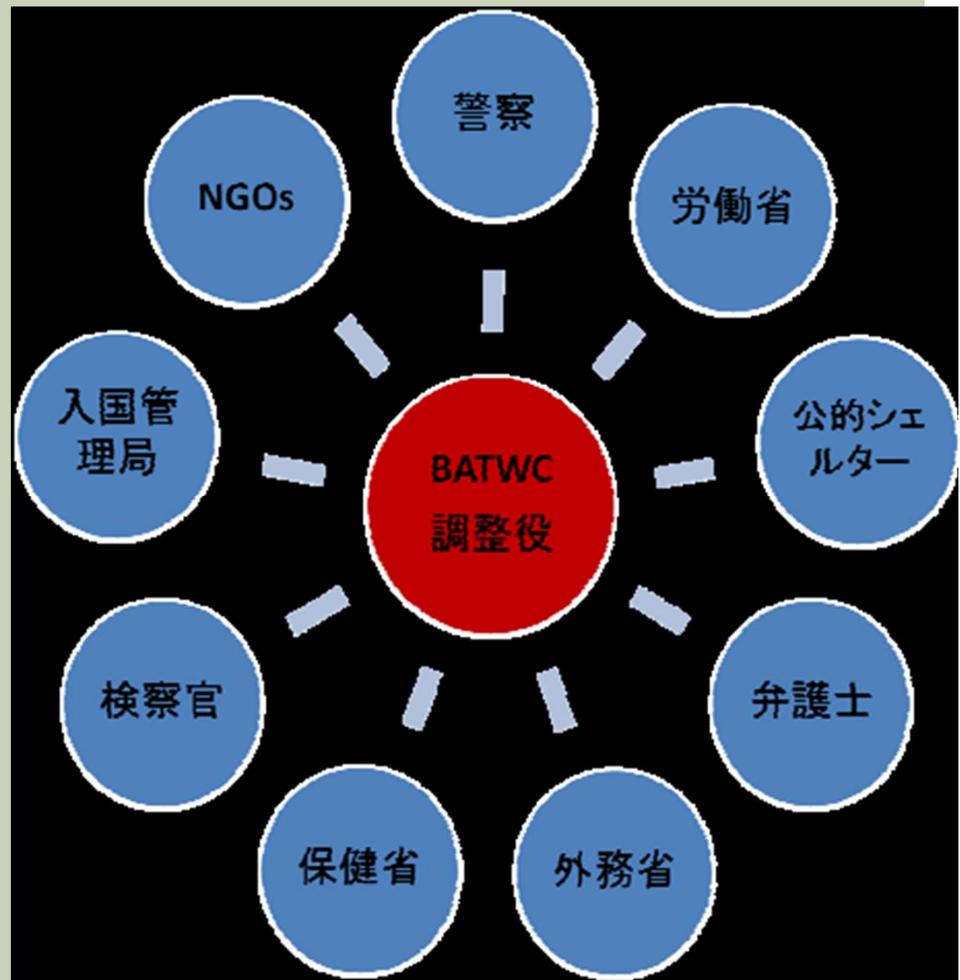
4. タイ国人身取引被害者保護・自立支援促進プロジェクト

MDT (Multi-Disciplinary Team) 多分野協働チームとは

問題解決のために多様な専門家や専門分野の機関が協働して取り組む方法。日本国内でも福祉や医療の分野で用いられている。

タイの人身取引対策のメンバーには警察官、入国管理官、ソーシャルワーカー、シェルター職員、NGO、弁護士、検察官、医療関係者、労働監督官、外務省・大使館などが含まれており、調整役を人身取引対策部が担っている。

MDTは人身取引保護の分野で活躍する。



4. タイ国人身取引被害者保護・自立支援促進プロジェクト

保護の過程とMDT

MDTメンバー

救出・受入

警察

NGO

被害者認定

入管

人身取引
対策部

シェルター等での保護・回復

ソーシャル
ワーカー

シェルター
職員

医療関係
者

検察

労働監督
官

外務省

本国送還・社会復帰

など

20

健康状態および社会的状態のチェック

医療・社会的・経済的支援

法的支援

教育・職業訓練

4. タイ国人身取引被害者保護・ 自立支援促進プロジェクト

期待されるプロジェクトの成果

1. 人身取引被害者保護・自立のために中央MDTの機能(調整・マネジメント・実施・能力開発)が強化される

2. 人身取引被害者保護・自立のために地方MDTの機能(調整・マネジメント・運営・能力開発)が強化される

3. 人身取引被害者保護のためのMDTアプローチに関わる教訓が検証され、関連諸国間で情報が共有される

4. タイ国人身取引被害者保護・ 自立支援促進プロジェクト

プロジェクト活動①

- MDTメンバーの能力強化のための研修の実施
- MDT活動のための実施ガイドラインの開発
- MDT活動のためのケースマネジャーの育成

参加型で開発



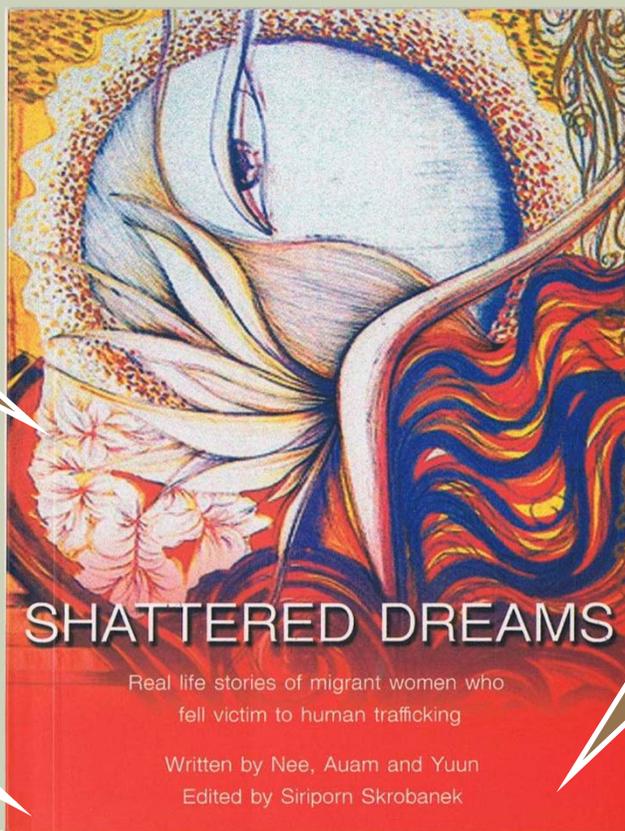
4. タイ国人身取引被害者保護・自立支援促進プロジェクト

プロジェクト活動②

被害者中心の保護の実践
ピアサポートグループ支援(NGO委託)

被害者の回復とエン
パワーメント

被害者掘り起こしと
支援に関する情報
の周知



被害の防止
(コミュニティキャン
ペーン)

被害者の法的救済
と加害者の訴追支
援

4. タイ国人身取引被害者保護・自立支援促進プロジェクト

プロジェクト活動③

MDT活動の経験の共有

- ①メコン地域ワークショップ
- ②日本ータイワークショップ



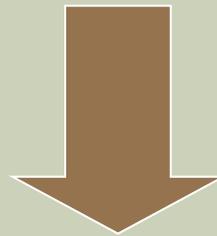
開会式で挨拶する社会開発人間安全保障省大臣



日本でのワークショップ

プロジェクト実施運営において直面した課題①

- JICA初の課題「人身取引対策」
- CP機関にとって初のJICA技術プロジェクト



すべて初

人身取引プロ
ジェクトは
JICA初

プロジェクト実施運営において直面した課題① 対応策

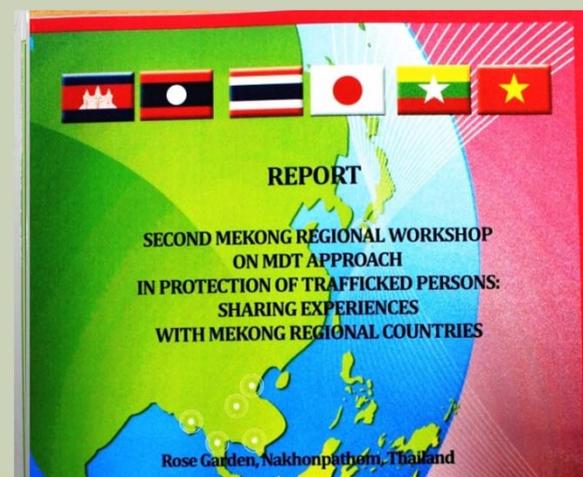
■ 定期的な進捗報告 & モニタリング

- 月報
- JICA本部との定例テレビ会議(4半期)
- 事業進捗報告書(6ヶ月)
- 運営指導調査(毎年)
- 視察対応(課題部や地域部など)

■ 各種調査の実施

- ベースライン調査(MDT実態調査)
- 人身取引被害者満足度調査
- パヤオ・チェンライMDT実態調査

↓
文書化



プロジェクト実施運営において直面した課題②

- 新しい形の技術協力
 - ×トップダウンの技術移転型 ✓パートナーシップ型
 - 一国で対処できないグローバルな課題に取り組む
 - タイの人身取引対策におけるMDTアプローチは世界に誇れる成功事例



日本国民 & その他へも裨益

プロジェクト実施運営において直面した課題② 対応策

- 広報・啓発活動
 - プロジェクトニュースレター発行（月2－3回）
 - プロジェクトホームページ更新（月2－3回）
 - メディア向け説明会 & 取材対応
 - 日本での講演会（織田チーフアドバイザー）
 - 来訪者対応（2年間/延べ75名）
- メコン地域ワークショップ
 - 年に1回メコン地域から人身取引地域ワークショップを開催し、タイび成功事例の共有。
- 本邦研修
 - 「日一タイワークショップ」としてとなっている。



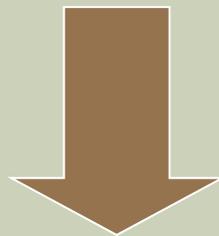
プロジェクト実施運営において直面した課題③

- MDT「アプローチ」強化の実証の難しさ

→MDTは確立された組織ではない(多分野協働アプローチ)

→いくつもの層がある(県、郡、タンボンレベル)

→事例によって参加メンバーが異なる(性的搾取、労働搾取、外国人被害者、タイ人被害者)



指標をどうするか？成果をどう図るか？

プロジェクト実施運営において直面した課題③ 対応策

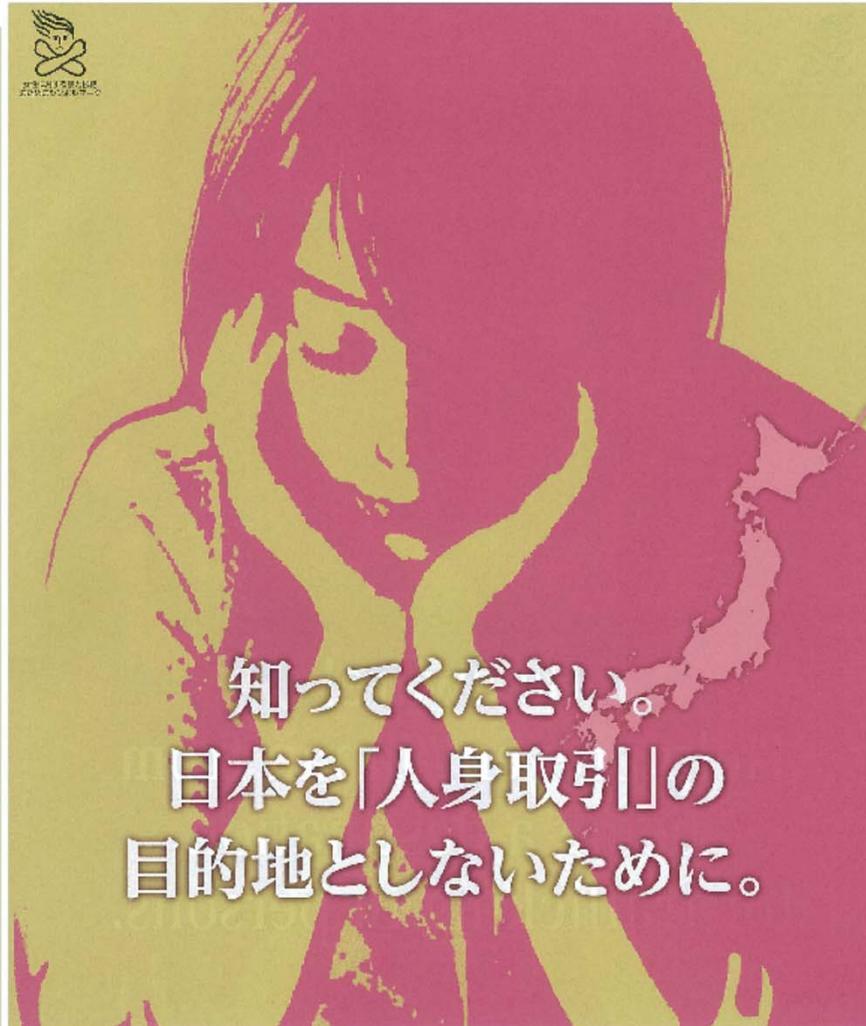
- MDT実施ガイドライン開発
- プロセスマッピング作成

成果の可視化

Operation	Concerned persons / organization of Thailand in destination countries	Case manager (cooperation and management)	Staff of DSDW	Social workers (shelters / main shelters)	Investigators / inquiry officer (police station)	Investigators / inquiry officer (AHTD)	Investigators / inquiry officer (Bureau of Immigration)	Investigators / Inquiry officers of DSI	Attorney (can give legal suggestion in every case)	Doctor	psychologist	Officers of Department of Employment	Offices of Labour Protection and Welfare	Department of Consular Affairs (Thai returnee case)	NGOs	Lawyers Council of Thailand	International Organizations	Others
1. Incident report from trafficked persons/ general public from Thailand or destination countries	✓	✓	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	✓	⊙	⊙	⊙	
2. Investigation in destination countries	⊙ (To be privilege of destination countries)	✓	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	✓	⊙	⊙	⊙	
3. Pre-rescue / Raid in destination countries	⊙	✓	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	
4. Initial victims identification in destination countries	⊙	✓	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	
5. Cooperation and planning to	✓	✓	✓	⊙	⊙	⊙	✓	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	⊙	✓	⊙	⊙	✓	

プロジェクト実施運営において直面した課題③ 対応策

- 中間レビューにおいて抽出された成果
 - MDTメンバーが定期的に集う場が提供された。
 - 今までコンタクトが少なかった機関との連携が強まった（例：シェルターと警察、労働省と社会開発人間安全保障省）。
 - 県レベルと郡レベルの間の中間層が厚くなった。
 - 人身取引被害者保護における各機関の責任所在が明らかになった。同時に各機関の所管外の事項も明らかになった。



●売春や強制的な労働により人を搾取する人身取引は、被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらします。
●買春は人間の尊厳を傷つけ、人権を軽視する行為であり、決して許されません。
●人身取引と児童買春は、国の内外を問わず処罰の対象です。

被害者らしい人を見かけたり、被害者が助けを求めてきたら、

HELP!
สายด่วน
Saklot!
PELAYANAN BANTUAN
ผู้ช่วยชีวิต!
Saklot!

プロジェクトのホームページ

<http://www.jica.go.jp/project/thailand/0800136/index.html>